

令和4年第1回農業委員会議事録

令和4年1月25日

下妻市農業委員会

令和4年第1回下妻市農業委員会会議録

1. 日 時 令和4年1月25日(火) 午後1時30分

2. 場 所 下妻市役所 本庁舎 大会議室

3. 議 案

第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

第2号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

第3号 農地改良協議に対する同意について

4. 報 告

第1号 制限除外の農地の移動届出について

第2号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について

出席委員次の通り

1番 京空 克芳	2番 柴崎 尚	3番 白井 安男
4番 杉田 恒夫	5番 飯村 昇	6番 篠崎 宏之
7番 中島喜美夫	8番 小島 博幸	9番 栗島 喜好
10番 齋藤 孝夫	11番 栗原 三郎	12番 飯岡 勝美
13番 塚田 好克	14番 程塚 裕行	15番 野村 操
16番 稲川 広美	17番 木村 一巳	18番 森 槇雄
19番 中山 基		

出席職員次の通り

局長 小林 正幸 局長補佐 海老澤 尚子 係長 渡辺 広行 主事 堤 大輔

(午後1時30分 開会)

議長(会長 中山基君)

ただいまから、令和4年第1回下妻市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は、19名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、本日の議事録署名委員は1番 京空克芳君、2番 柴崎尚君の両名を指名いたします。それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。

なお、本案のうち、処理番号1号につきましては、京空委員が関係する案件でありますので、一時退席をお願いいたします。

(京空委員：退席)

議長（会長 中山基君）

はじめに、処理番号1号について、提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（小林正幸君）

1ページをお開き願います。

議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回、4件の申請であります。

はじめに、処理番号1号について、ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、小島地内、10筆、畑、合計2,921㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。公益社団法人 茨城県農林振興公社が12月の報告第2号で取得した農地の売り渡しであります。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。以上でございます。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、報告願います。

(議案第1号)

処理番号1号：野村委員（代理報告）

議案第1号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、総上小学校から東へ約1.2kmにありますが、現在、総上・豊加美地区基盤整備事業の区域内にあって作付はされていませんでした。1月21日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

議長（会長 中山基君）

報告を終わります。発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。京空委員の退席を解きます。

（京空委員：再入場・着席）

議長（会長 中山基君）

他の3件について、提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（小林正幸君）

処理番号2号、申請地、田下地内、2筆、田、合計2,781㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。公益社団法人 茨城県農林振興公社が12月の報告第2号で取得した農地の売り渡しであります。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号3号、申請地、鎌庭地内、田、1,011㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

2ページをお開き願います。

処理番号4号、申請地、半谷地内、3筆、田、合計2,271㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。以上でございます。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

（議案第1号）

処理番号2号：小島委員

議案第1号 処理番号2号について報告いたします。申請地は、JA常総ひかり下妻千代川支店から北へ約1kmにあり、水稻の刈取り後でした。1月20日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号3号：柴崎委員

議案第1号 処理番号3号について報告いたします。申請地は、大形小学校から南西へ約800mにあり、耕作はされておらず、雑草が繁茂していました。1月20日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人及び譲渡人に電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の

結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号4号：栗島委員

議案第1号 処理番号4号について報告いたします。申請地は、上妻小学校から南東へ約1kmにあり、1筆は水稻の収穫後できれいに耕運され、その他は休耕でしたがきれいに管理されていました。1月22日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人及び譲渡人に自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長 中山基君）

報告を終わります。発言はありますか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第2号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（小林正幸君）

3ページ並びに、参考資料の1ページをお開き願います。

議案第2号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回、1件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、鬼怒地内、畑、349㎡、申請理由は、工場に隣接する申請地に、倉庫を建築し、経営する会社へ賃貸するものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、堤主事から説明いたさせます。

事務局（堤大輔君）

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は3ページ、参考資料は、1ページ・2ページをご覧願います。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原

則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、報告願います。

（議案第2号）

処理番号1号：柴崎委員

議案第2号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、クリーンポートきぬから南西へ約400mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。1月20日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人、譲渡人、共に電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、倉庫へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願います。

議長（会長 中山基君）

報告を終わります。発言はありますか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第3号、農地改良協議に対する同意について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（小林正幸君）

4ページをお開き願います。

議案第3号、農地改良協議に対する同意につきましては、今回、1件の協議であります。ご説明を申し上げます。

処理番号1号、協議地、大串地内、田、569㎡の内、269㎡、協議理由は、田畑転換のため、平均30cm程度の盛土をし、畑として利用したく協議書が提出されたものであります。以上でございます。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、報告願います。

（議案第3号）

処理番号1号：篠崎委員

議案第3号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、東部中学校から南へ約600mにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。1月20日、地区委員3名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。また、盛土する土につきまして、1月20日、発生元の北大宝地内の畑の現地調査を行い、土は赤土であることを確認しました。申請人への確認は、自宅訪問にて行い、申請事由のとおりにあることを確認しました。協議書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、盛土し、野菜を作付けする計画であることから、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

議長（会長 中山基君）

報告を終わります。発言はありますか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、原案の通り同意することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、報告第1号、制限除外の農地の移動届出について報告願います。局長。

事務局長（小林正幸君）

5ページをご覧ください。

報告第1号、制限除外の農地の移動届出につきましては、今回2件の届出であります。ご報告申し上げます。

届出番号1号、届出地、江地内、畑、1,727㎡の内、175㎡、届出理由は、耕作地の一部に農業用倉庫を建築するものであります。去る、12月21日、届出があり、内容を審査した結果、基準を満たしておりましたので、届出を受理したことをご報告申し上げます。

届出番号2号、届出地、鯨地内、登記、畑、現況、宅地、775㎡の内、42.87㎡、届出理由は、平成28年6月頃より、耕作地の一部に農業用倉庫を建築し、無断転用していたため、始末書添付の上、届出されたものであります。去る、12月22日、届出があり、内容を審査した結果、基準を満たしておりましたので、届出を受理したことをご報告申し上げます。以上でございます。

議長（会長 中山基君）

これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

続いて、報告第2号、農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について、報告願ひます。局長。

事務局長（小林正幸君）

6ページをお開き願ひます。

報告第2号、農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について、ご報告申し上げます。

届出番号1号、届出地、福田地内、田、922㎡

届出番号2号、届出地、小島地内、田、1,156㎡

届出番号3号、届出地、小島地内、田、687㎡

届出番号4号、届出地、小島地内、田、163㎡

7ページをご覧願ひます。

届出番号5号、届出地、加養地内、畑、337㎡

届出番号6号、届出地、加養地内、畑、426㎡

届出番号1号から6号の内容につきましては、公益社団法人 茨城県農林振興公社が、農地中間管理機構の特例事業の用に資するため取得するもので、去る12月15日届出があり、内容を審査した結果、適法でありましたので、受理通知書を交付したことをご報告申し上げます。

続きまして、届出番号7号、届出地、原地内、2筆、田畑、合計1,126㎡

届出番号8号、届出地、皆葉地内、2筆、畑、合計2,577㎡

8ページをお開き願ひます。

届出番号9号、届出地、村岡地内、畑、929㎡

届出番号10号、届出地、村岡地内、畑、346㎡

届出番号7号から10号の内容につきましても、同様の目的で、去る12月16日届出があり、内容を審査した結果、適法でありましたので、受理通知書を交付したことをご報告申し上げます。以上でございます。

議長（会長 中山基君）

これも報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

続いて、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、報告願ひます。局長。

事務局長（小林正幸君）

9ページをご覧願ひます。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、ご報告申し上げます。農地法第18条第6項の規定による合意の解約が議案書に記載の通り、9ページから10ページまで10件ございました。全件、添付書類も含めて完備されており、受理いたしましたので、ご報告を申し上げます。以上でございます。

議長(会長 中山基君)

これも報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

以上で本日の案件は、すべて終了いたしました。

皆さんから何かございましたらご発言願ひます。

(発言なし)

議長(会長 中山基君)

以上を持ちまして、令和4年第1回下妻市農業委員会総会を閉会いたします。

慎重なるご審議ありがとうございました。

(午後1時44分閉会)

議長 中山 基

署名委員 京空 克芳

署名委員 柴崎 尚
